

<貸付資金>

母子・寡婦福祉資金	資金の種類	貸付対象	内容	貸付限度額	貸付期間	据置期間	償還期間	利
	事業開始資金	母子家庭の母・寡婦	事業を開始するために必要な設計、什器、備品等の購入資金	2,830,000 円		貸付けの日から 1 年間	据置期間経過後 7 年以内	無利子
		母子福祉団体		4,260,000 円				
	事業継続資金	母子家庭の母・寡婦	現在継続中の事業に必要な商品、材料等を購入する運転資金	1,420,000 円		貸付けの日から 6 ヶ月間	据置期間経過後 7 年以内	無利子
		母子福祉団体		1,420,000 円				
	修学資金	母子家庭の児童 父母のない児童 寡婦が扶養している子	お子さんが高校・大学等に修学するために必要な資金	別表のとおり	修学期間中	修学を終了した後、 6 ヶ月間	据置期間経過後 貸付額 70 万円未満 10 年以内 70 万円以上 15 年以内 専修学校 (一般家庭) 5 年以内	無利子
	技能習得資金	母子家庭の母・寡婦	技能や、資格を得るために必要な交通費、授業料、材料等の資金	月額 50,000 円 (【特】一回 460,000 円)	知識技能を修得する期間中 3 年以内	技能習得期間満了後、6 ヶ月間	据置期間経過後 10 年以内	無利子
	修業資金	母子家庭の児童 父母のない児童 寡婦が扶養している子	お子さんが事業開始又は就職するために知識技能を修得するのに必要な資金	月額 50,000 円 (【特】一回 460,000 円) 高校3年在学時に、就職希望者の運転免許取得に要する場合	知識技能を修得する期間中 3 年以内	技能習得期間満了後、6 ヶ月間	据置期間経過後 6 年以内	無利子

資金の種類	貸付対象	内容	貸付限度額	貸付期間	据置期間	償還期間	利
就職支度資金	母子家庭の母または児童・父母のない児童・寡婦	就職に必要な洋服、履物を購入する資金	1 回につき 100,000 円 (自動車購入 320,000 円)		貸付けの日から 1 年間	据置期間経過後 6 年以内	無利子
医療介護資金	母子家庭の母または児童・寡婦	・医療を受けるのに必要な資金 ・介護保険法に規定する保険給付にかかるサービスを受けるのに必要な資金	医療 310,000 円 (【特】450,000 円) 介護 500,000 円		医療又は介護を受ける期間が満了後 6 ヶ月間	据置期間経過後 5 年以内	無利子
生活資金	母子家庭の母・寡婦	技能習得及び医療介護資金を借り受けている期間の生活費補給資金	月額 [一般]103,000 円 [技能]141,000 円	技能習得資金または医療介護資金の貸付けを受けている期間中	知識技能の修得期間満了後 6 ヶ月間 医療又は介護を受ける期間終了後 6 ヶ月間	据置期間経過後 10 年以内 据置期間経過後 5 年以内	無利子
住宅資金	母子家庭の母・寡婦	住宅の建築、購入、増築・改築、補修保全及び建てかえするために必要な資金	1,500,000 円 (【特】2,000,000 円)		貸付けの日から 6 ヶ月間	据置期間経過後 6 年以内 特別 7 年以内	年 3 %
転宅資金	母子家庭の母・寡婦	住居の移転に際し、住宅の貸借、家財運搬等に必要な資金	260,000 円		貸付けの日から 6 ヶ月間	据置期間経過後 3 年以内	年 3 %

[illegible]